

【再確認】鏡川清流保全区域指定検討業務について

■鏡川清流保全区域指定検討業務

2017 鏡川清流保全基本計画（平成 29 年 3 月策定）に重点項目として掲げる「源流域の重要性とその保全のしくみづくり」の施策を推進するため、鏡川清流保全区域指定検討業務を行うもの。

■源流域の重要性とその保全のしくみづくり（2017 鏡川清流保全基本計画から抜粋）

鏡川の清流の源となる源流域の重要性を再認識し、自然環境や景観の保全の観点から保全すべき区域について、開発等の行為の抑制につながるしくみをつくります。

鏡川清流保全条例（平成元年条例第 37 号）第 15 条第 1 項および第 2 項に規定する「自然環境保全区域」と「景観形成区域」の指定の見直しを通じて、鏡川流域の魅力ある自然環境や景観の価値を多くの人々が共有することにより、流域の保全意識の向上を図り、あわせて鏡川清流保全条例の改正も視野に、指定区域における配慮が十分でない開発等を抑制し、源流域の重要性とその保全のしくみづくりにつなげていくもの。



■平成 29 年度以降の鏡川清流保全審議会開催の目的

鏡川清流保全条例に基づく自然環境保全区域及び景観形成区域の指定、指定した区域やその他の流域の保全の手法などの鏡川清流保全区域指定検討業務について委員の皆様からご意見をいただき、業務に反映させることを目的にしている。



■今後の審議会の進行について

当初は、30 年度末で当該業務についての諮問・答申を行うこととしていたが、業務を進めていく中で景観形成区域において、地域の取組を支援するしくみが示されるなど、業務の幅が広がったため、平成 30 年度末で当該業務についての提言書を審議会から高知市が受けるかたちとする。

その提言書と受託者である(株)西日本科学技術研究所からの報告書を以って、高知市では平成 31 年度以降に条例改正と区域指定を行うかたちへの変更を検討。

平成 30 年度第 2 回審議会(今回)

< 議題 >

- ・鏡川中上流域の開発行為に伴う課題及び配慮等について

平成 30 年度第 3 回審議会

< 議題 >

- ・配慮指針(骨子)の提示
- ・保全手法(景観形成区域に関する)

平成 30 年度第 4 回審議会

< 議題 >

- ・高知市へ提言書の提出